

平成23年12月13日

各位

本社所在地	東京都千代田区神田佐久間町1丁目9番地
会社名	クラウドゲート株式会社
代表者	代表取締役会長兼社長 藤田 一郎
コード番号	2140 札幌証券取引所 アンビシャス
問合せ先	執行役員管理部長 甲野 誠哉
電話番号	011-876-9544
URL	http://www.crowdgate.co.jp

第三者調査委員会報告書の受領に関するお知らせ

当社は、平成23年10月25日付「第三者調査委員会設置等に関するお知らせ」にてお知らせしたように、当社の旧経営陣により行われた過去の取引において、不適切な会計処理が行われていたとの疑義について、第三者調査委員会により調査を依頼しておりました。本日、同調査委員会より、第三者調査委員会報告書を受領いたしましたのでお知らせいたします。

1. 報告書の概要

当社において、平成18年から平成21年の旧経営陣の共謀と外部の協力者の協力のもとで、不適切な会計処理が行われておりました。過去行われた不適切な会計処理等の類型、不適切であると認定した取引および会計処理の内容、不適切な会計処理等が行われた経緯及び要因等、不適切な会計処理を生じさせた内部統制上の欠陥等、再発防止策に関する提言等について、詳細にわたる調査の結果を報告いただきました。

過去の不適切な会計処理等について共謀を行ってきた旧経営陣はすべて退任しており、現経営陣については旧体制からの刷新がされております。しかしながら、旧経営陣の判断により発生した不適切な取引および、それに伴う不適切な会計処理について、現経営陣により社内調査を進めながらも、是正することができるまでに十分な調査ができませんでした。

2. 今後の対応について

報告書において、指摘を受けた不適切な会計処理について、具体的な財務数値を確定させたいと、平成18年以降に提出した有価証券報告書等の訂正報告書を提出する予定です。また、平成23年12月期第3四半期報告書についても、監査法人の監査を受け、平成23年12月14日に提出を予定しております。

当社は、現経営陣および、現在の内部統制状況においては、不適切な会計処理を行う取引の発生を未然に防ぐことは可能であると考えておりますが、今回の第三者委員会報告書における指摘事項、および提言を真摯に受け止め、株主の皆様をはじめとしたステークホルダーの方々から、より一層のご信任を得られるように、再発防止策を含めたコーポレートガバナンスの強化等、必要な措置、是正をする所存であり、その内容が確定次第、速やかに開示させていただきます。

なお、当社はこれまでも、大株主である河端繁氏より金融支援を受けておりますが、同氏より、今後とも、全面的な支援を継続する旨、表明をいただいております。

また、今後とも、社内調査委員会による調査を継続し、その結果も含め、本件不正取引に係る、旧経営陣およびその協力者の責任追及については、厳格なる姿勢で行う所存であります。

別添資料：「クラウドゲート株式会社 第三者調査委員会報告書」

なお、本報告書には、社外の個人名に関しては、個人情報等を考慮し匿名を使用しております。

以上

平成 23 年 12 月 13 日

クラウドゲート株式会社 第三者調査委員会報告書

第三者調査委員会

委員長 倉橋博文

委員 吉田桂公

委員 都甲和幸

第1 当委員会設置の経緯及び調査対象等

1 当委員会設置の経緯等

クラウドゲート株式会社（以下、「クラウドゲート」又は「テラネット」（クラウドゲートの旧商号）という。）は、過年度において、同社及び子会社にて過度な設備投資が行われ、その投資に対する十分な利益を得られなかったことから、子会社株式の売却及び同社への貸付債権の放棄などを行った結果、平成20年12月期に債務超過となり、第三者割当増資による資本強化などを行ってきた。

クラウドゲートでは、過年度に行われた営業活動や投資を判断するに至った経緯、当時の内部統制状況などにつき、同社顧問弁護士を含む社内調査チームを組成し調査を進めたところ、過去の取引において不適切な会計処理が行われていたとの疑義が生じた。

そこで、クラウドゲートは、平成23年10月12日開催の取締役会にて、同社と利害関係のない委員で構成される当委員会の設置を決議し、当委員会において予備調査を行った。その結果、過年度の有価証券報告書等において、開示資料に掲載した内容と実態との間に差異がある可能性や会計処理に関する修正の可能性が疑われる事実が判明したため、事実関係及び原因究明の調査を行ってきたものである。

2 当委員会の構成

当委員会の委員の構成は、次のとおりである。

委員長 倉橋 博文
LM 法律事務所 弁護士
委員 吉田 桂公
のぞみ総合法律事務所 弁護士
委員 都甲 和幸
株式会社 RTB コンサルティング 代表取締役 公認会計士

なお、当委員会の運営は、日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（平成22年7月15日）に依拠しており、上記の各委員は、クラウドゲートとの間に何らの利害関係も有していない。

3 調査目的

当委員会が実施した調査の目的は、次のとおりである。

- ① 調査対象期間内における不適切な会計処理等（会計処理が不適切であると認定できる取引のほか、その適切性に疑義のある取引を含む。）の有無の把握・分析
- ② 現状の内部統制における欠陥の有無及び再発の可能性の把握・分析

他方で、会計処理に関して修正が必要な場合において、具体的な修正方法を提示すること及び関係者の責任の有無の判断は、当委員会の調査の目的ではなく、当委員会が本報告書において認定した不適切な会計処理等に関する責任の有無の判断及びその追及については、今後、厳正な手続の下に、関係者にも防御の機会を与えて実施されるべきであると考えます。

また、当委員会が本報告書において記載した過年度決算訂正の要否の判断及び再発防止策に関する施策は、クラウドゲートの判断を拘束するものではない。

4 調査対象

当委員会が実施した調査の対象は、次のとおりである。

- ① 平成18年12月期～平成22年12月期 個別財務諸表
- ② 平成19年12月期～平成20年12月期 連結財務諸表
- ③ 平成21年12月期～平成22年12月期 四半期財務諸表

なお、調査対象の取引としては、クラウドゲートの規模等に鑑み、取引高（売上高、仕入高、経費）が10百万円以上のものを抽出して、検証した。

また、本報告書中の金額の記載については、特に断りのない限り、税別の表記としている。

5 調査方法

当委員会が実施した調査の方法は、次のとおりである。

なお、当委員会は、クラウドゲート等から提供を受けた次の関連書類、電子データ及び関係者へのヒアリング結果に基づいて事実を認定するものであるが、調査期間（約2か月）による時間的制約や任意調査の性質により、事実認定上の制約があった点を付言する。

- ① 関連書類・電子データ等

当委員会は、各種議事録、契約書・注文書・納品書等取引関係資料、財

務諸表，経理関係資料，上場申請関係資料，社内規程，メール等のクラウドゲート等から提供を受けた書類，電子データの調査を行った。

② 関係者へのヒアリング（事情聴取）

当委員会は，クラウドゲートの現取締役，現従業員，元取締役，元監査役，元従業員，取引先，監査法人等の関係者計 34 名に対してヒアリングを行った。

関係者に対するヒアリングは，原則として面談の方法により実施したが，関係者の一部については，電話又はメールの方法にて行った。なお，関係者の中にはヒアリングに協力しない者もいた。

6 役員の変遷

テラネットの役員の変遷は，次の表のとおりである。

氏名	役職	生年月日	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
TO	取締役	S29/6		①代取 ←				会長						③退任
OD	代表取締役社長	S48/10						⑫代取 ←						⑫辞任
MY	取締役	S48/7							⑧常務 ←	③副社長				③退任
AM	取締役	S36/7						⑫取 ←						⑩辞任
UD	取締役	S45/3									③取 ←			②辞任
OH	取締役	S52/6										③取 ←		
ST	取締役	S42/1	③取 ←											③退任
TS	取締役	S47/2		①取 ←										③退任
NJ	取締役	S14/7		①取 ←										③退任
YJ	取締役	S37/9												③取 ⑩辞任
藤田一郎	代表取締役会長	S41/2												③代取会長
河端 繁	取締役	S12/12												③取
青山博務	取締役	S19/5												③取
野尻貢司	取締役	S50/2												③取
MR	常勤監査役	S26/7						⑥監 ←						③辞任
TS	常勤監査役	S47/2									③監 ←			②辞任
TY	常勤監査役	S36/11										③監 ←		④辞任
BD	監査役	S26/5		②監 ←										③辞任
YZ	監査役	T15/4		②監 ←										⑦辞任
KG	監査役	S33/12							⑦監 ←					③退任
水田博道	常勤監査役	S24/3											⑦監 ←	
森本友則	監査役	S36/11									③監 ←			
河端雄樹	監査役	S21/3												③監

注) 1. 敬称省略。

2. Oの中の数字は，その年の月を意味する。例えば，③とは，その年の3月を意味する。

第2 当委員会の調査によって認定した不適切な会計処理等

1 不適切な会計処理等の概要

当委員会が認定した不適切な会計処理等の概要を類型ごとに大きく分けると、以下のとおりである。

① 資金の循環を前提とした固定資産の購入とコンテンツ許諾の取引

テラネットが固定資産を購入したとして、取引先に代金を支払った上で、当該代金を数社の協力会社を経由してから、画像等のコンテンツの使用許諾料の名目でテラネットに循環させる取引(部分的に実取引が存在する「水増し取引」と実取引が存在しない「架空取引」のいずれもある。)

テラネットは売上高を計上できるとともに、これと見合いで購入した固定資産は耐用年数に応じて費用計上されるため、短期的には営業利益を増大させることが可能であった。

② 子会社に対する貸付金の循環を前提としたコンテンツ許諾の取引

当時連結子会社であったKV社に対するテラネットの貸付金の資金を原資として、KV社が固定資産等を購入したとして、取引先に代金を支払った上で、数社の協力会社を経由してから、コンテンツの使用許諾料の名目でテラネットに資金を循環させる取引(部分的に実取引が存在する「水増し取引」と実取引が存在しない「架空取引」のいずれもある。)

個別財務諸表では、テラネットは売上高を計上できるとともに、営業利益を増大させることが可能であった。連結財務諸表では、KV社で購入した固定資産は耐用年数に応じて費用計上されるため、連結ベースでは、短期的には営業利益を増大させることが可能であった。

③ 取締役の個人債務の精算のための架空取引等

上場前の投資家に対する損失補填を行うための資金を捻出する目的で行われた、水増しした固定資産を購入する取引又は役務提供の実績の存在しない架空取引。

④ 前提となる会計事実の変化が存在しない不適切な会計方針の変更

テラネットは、画像などのコンテンツに係る取得費用について、平成17年12月期までは取得した事業年度に外注費(売上原価)として全額費用計上していたが、平成18年中間会計期間(同年1月1日から6月30日)より、当該費用を「コンテンツ」勘定として無形固定資産(2年償却)に計上する会計方

針の変更を行った。

当該会計方針の変更の前提となる会計事実の変化は、コンテンツの二次利用販売の実績が挙げたこと及び将来においても二次利用販売の可能性が高いことであったが、その実績の大部分が①記載の売上高を仮装する循環取引であり、それを認識しつつ、短期的に営業利益を増加する目的として行われた正当な理由のない不適切な会計方針の変更と判断した。

※ なお、本報告書中で使用した用語の解説は以下のとおりである。

- ・ オーダーメイド COM 事業（「OMC」）

テラネットの運営するポータルサイトを利用して、顧客が希望するイラスト・アバター等をテラネットと契約するクリエイターに発注し、テラネットがその成果物を販売する事業。テラネットが著作権を有しており、テラネットが当該著作物を自由に使用許諾することが可能になっている。

- ・ コンテンツ

本報告書中では、テラネットの登録クリエイターが作成したイラスト・アバター等のデジタル画像の総称のこと。

- ・ コンテンツの二次利用販売

テラネットに著作権が帰属する過去の成果物（コンテンツ）を同一の内容で複数の顧客に使用許諾又は売買すること。

2 不適切な会計処理等

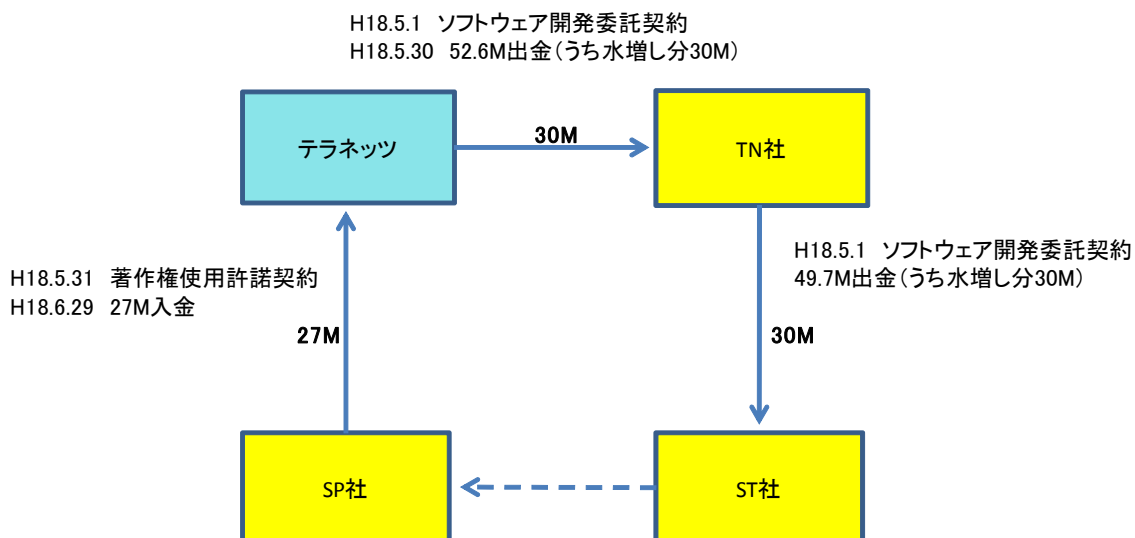
当委員会が認定した不適切な会計処理等の個別の内容は以下のとおりである。

取引① 「SP社・TN社」取引関連

- i. テラネット・TN社間のソフトウェア開発委託契約(平成18年5月1日)
- ii. テラネット・SP社間の著作権使用許諾契約(平成18年5月31日会計処理)

(不適切な会計処理等の概要)

上記取引は、テラネットがTN社に対してソフトウェア開発費を30百万円分水増しして発注して「ソフトウェア仮勘定」(その後「ソフトウェア」に振替計上)に計上する一方、水増し分30百万円を原資としてTN社からST社、ST社からSP社を経由して、SP社からテラネットにコンテンツの使用許諾料として27百万円を循環させて、「売上」計上を行った不適切な会計処理であると認定した。



取引② 「JP 社」取引関連

- iii. テラネット・JP 社間の売買契約（平成 18 年 7 月 15 日）
- iv. テラネット・DS 社間の著作権使用許諾契約（平成 18 年 6 月 19 日）

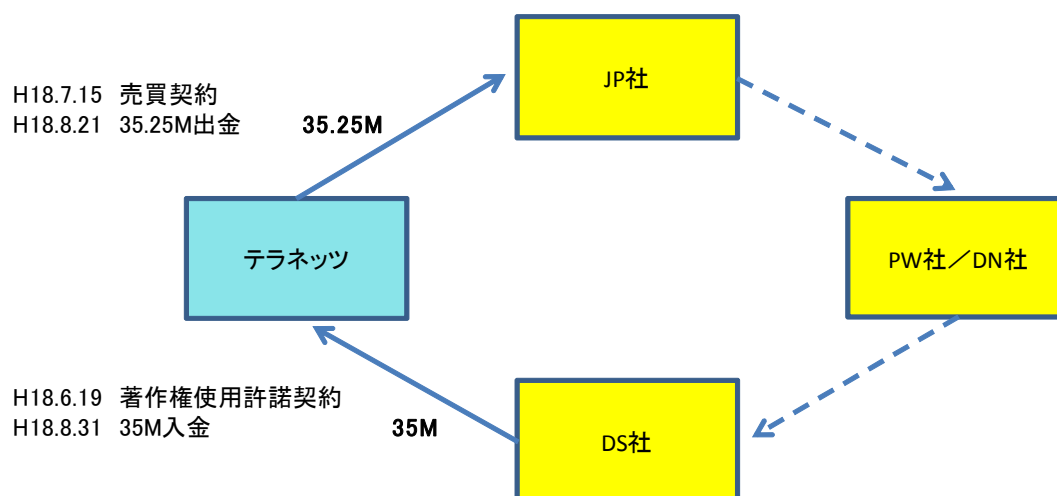
（不適切な会計処理等の概要）

上記 JP 社との取引は、35.25 百万円のダウンロードシステム（ハード及びソフトウェアに 1 年間の保守料を含む）の売買取引を行い、「器具備品」「ソフトウェア」「前払費用」として資産計上したものである。

また、上記 DS 社との取引は、テラネットが著作権を有するコンテンツの使用を DS 社に 35 百万円で許諾する取引である。

OD 氏は、両取引はテラネットから JP 社、DS 社を経由して資金を循環させる目的の取引であったことを述べており、この点に関して当委員会で調査を行ったが、実際に上記取引によって資金が循環したことを認定するに足りる証拠を得るには至らなかった。

ただし、JP 社との取引に関しては当該ダウンロードシステムの実在性を否定するまでの認定をし得る根拠は得られなかったものの、契約締結に関する取締役会での決議がなく、決裁申請書も存在しておらず、また 1 年経過以降に保守料を支払った形跡が存在しないなど不自然な状況も存在しており、当時、他の循環目的での取引にも関わっていた代表取締役自身が循環目的であることを肯定する上記取引について、疑義を払拭させるだけの客観的証拠も見当たらないことから、上記取引については、その適切性について疑義が残るものと認定した。



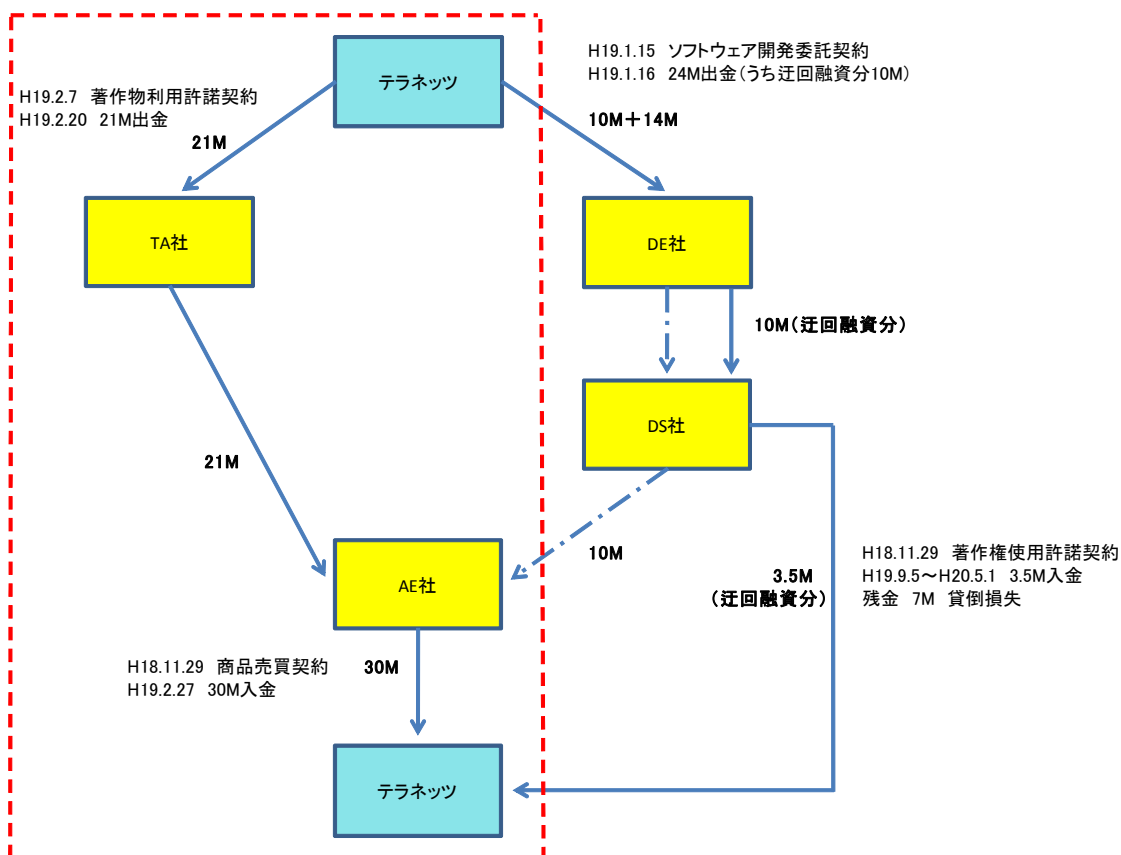
取引③ 「TA社・AE社」取引関連

- v. テラネット・TA社間の著作物利用許諾契約（平成19年2月7日）
- vi. テラネット・AE社間の商品売買契約（平成18年11月29日）

（不適切な会計処理等の概要）

上記TA社との取引は、SF著作物の著作権を有するとするTA社から、テラネットが同著作物を利用してゲーム事業を行うことの許諾を21百万円の許諾料で得たものであり、「長期前払費用」として計上しているが、当時よりTA社は著作権を有しておらず、支払った21百万円も真の著作権者には支払われていないことが認定された。

また、上記AE社との取引は、テラネットが在庫として有していたトレーディングカードを30百万円で売却した取引であるが、テラネットがTA社に支払った上記著作権料を、AE社を経由し、AE社から上記トレーディングカードの売買代金（ただし、21百万円の部分のみ。売買代金の残りの部分は後述。）として循環するための取引であるとの疑義が認められ、その適切性に疑義が残るものと認定した。



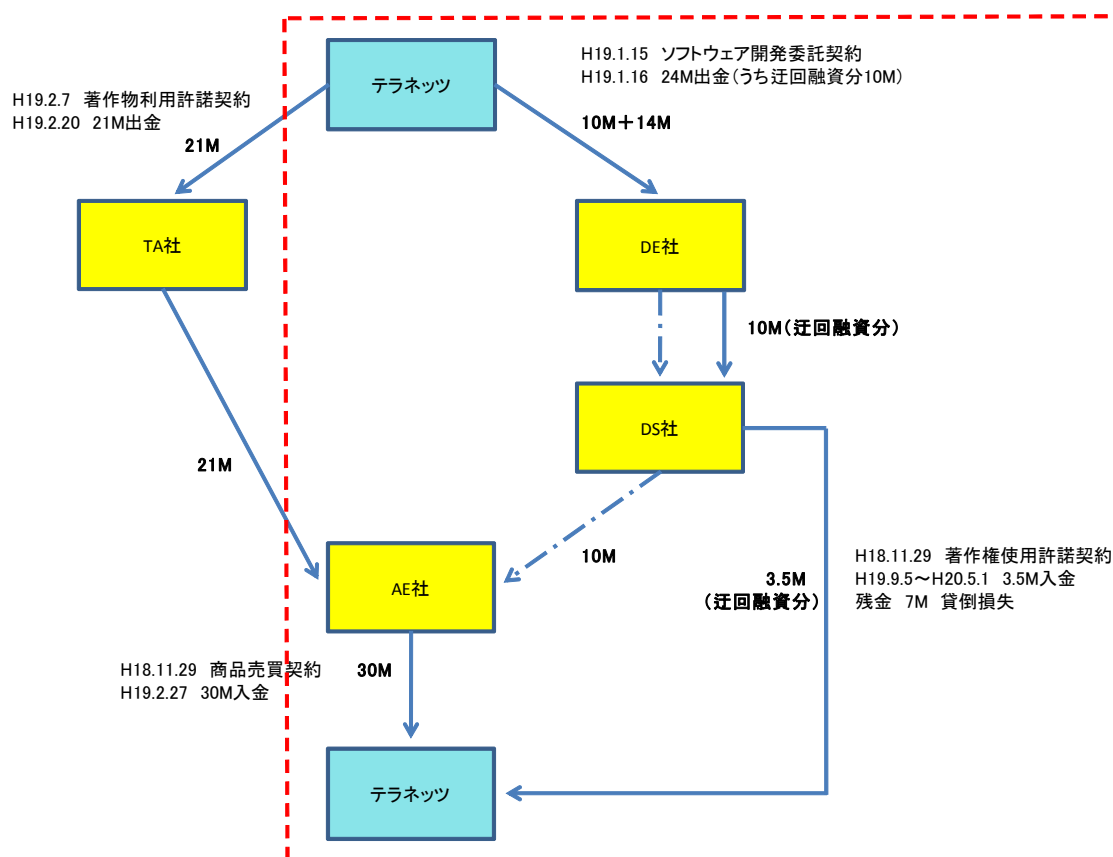
取引④ 「DE社・DS社・AE社」取引関連

- vii. テラネット・DE社間のソフトウェア開発委託契約(平成19年1月15日)
- viii. テラネット・DS社間の著作権使用許諾契約(平成18年11月29日)
- ix. テラネット・AE社間の商品売買契約(平成18年11月29日)【前掲】

(不適切な会計処理等の概要)

上記DE社との取引は、テラネットがDE社にダウンロードシステムソフトウェア開発の支援業務を24百万円で委託し、「ソフトウェア」として計上したものであるが、このうち10百万円部分はDE社を経由したDS社に対する迂回融資を目的とした取引であるとの疑義が存在し、上記テラネットとDS社との著作権許諾契約は、実質、上記10百万円の融資の回収を目的とした取引を売上として仮装した可能性が高いものと判断されたため、当該取引に関しては不適切な会計処理であると認定した。

また、上記DE社との取引のうち別の10百万円部分は、DE社、DS社、AE社を経由して、AE社からのトレーディングカードの売買代金30百万円のうちの10百万円に充てられた資金の循環を目的とした取引であるとの疑義が認められ、その適切性に疑義が残るものと認定した。

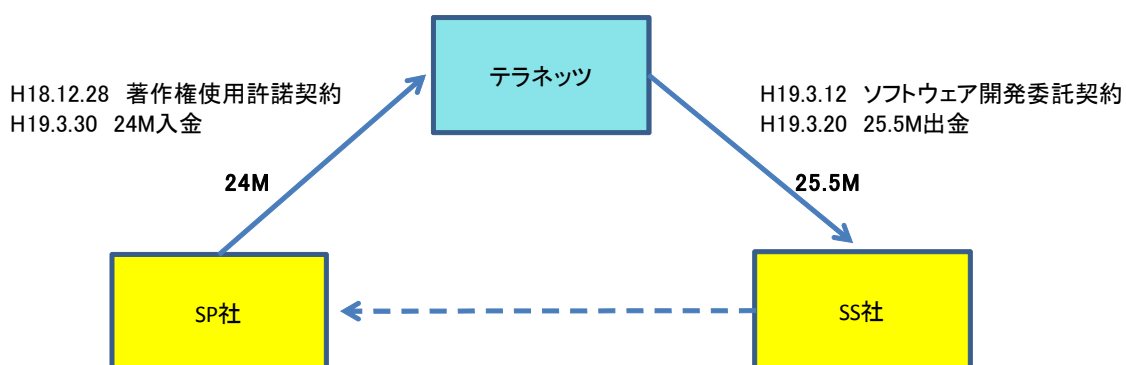


取引⑤ 「SP社・SS社」取引関連

- x. テラネット・SS社間のソフトウェア開発委託契約(平成19年3月12日)
- xi. テラネット・SP社間の著作権使用許諾契約(平成18年12月28日)

(不適切な会計処理等の概要)

上記取引は、テラネットがSS社に対してASPソフトウェア開発を25.5百万円で発注して「ソフトウェア」に計上したものであるが、開発されるとされるソフトウェアの実在性を確認できず、また、ASPソフトウェアであれば、いくらかの収益が計上されるのが通常であるが、当該収益実績も確認できなかったことなどから、当該25.5百万円を原資としてSS社からSP社を経由して、SP社からテラネットにコンテンツの使用許諾料として24百万円を循環させて、「売上」計上を行った不適切な会計処理であると認定した。

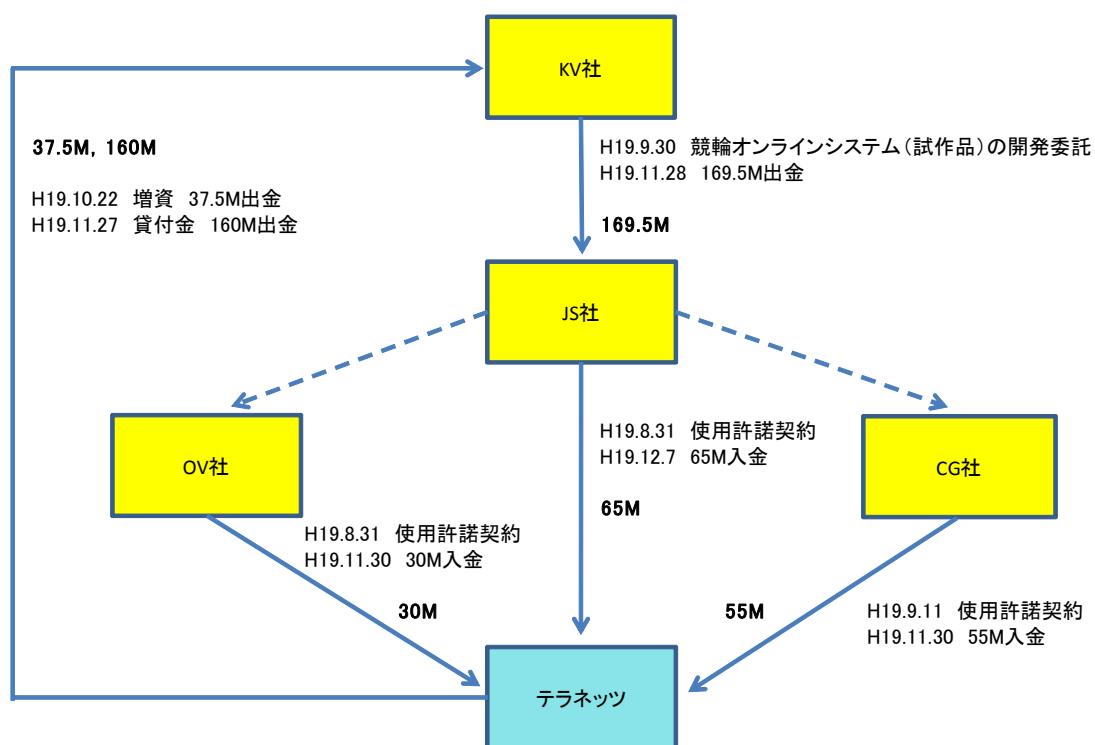


取引⑥ 「JS社・OV社・CG社」取引関連

- xii. テラネット・JS社間の使用許諾契約（平成19年8月31日）
- xiii. テラネット・OV社間の使用許諾契約（平成19年8月31日）
- xiv. テラネット・CG社間の使用許諾契約（平成19年9月11日）
- xv. KV社・JS社間の競輪オンラインシステム（試作品）の開発（平成19年9月30日会計処理）

（不適切な会計処理等の概要）

上記取引は、テラネットから当時子会社であったKV社に対して貸付を行い、当該貸付金の資金を競輪オンラインシステム（試作品）の開発名目（ただし、実際の取引はJS社からKV社へのコンテンツの使用許諾）でJS社に循環流出させ、JS社からテラネットに直接又はJS社からそれぞれCG社・OV社を経由して、テラネットにコンテンツの使用許諾料として資金を循環させ、「売上」計上を行った不適切な会計処理であると認定した。

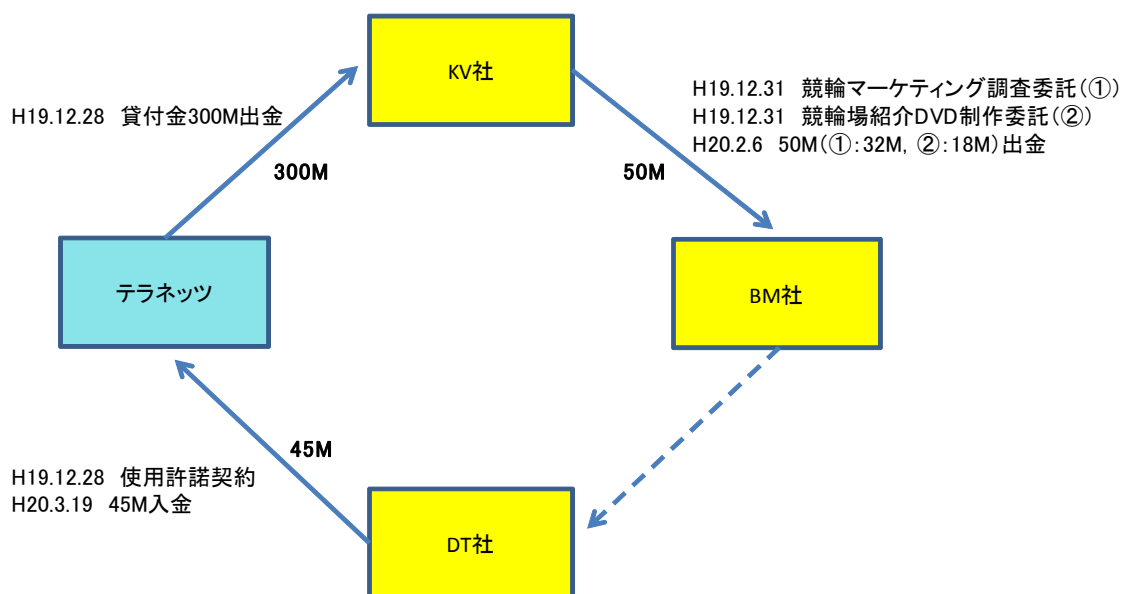


取引⑦ 「DT社」取引関連

- xvi. テラネット・DT社間の使用許諾契約（平成19年12月28日）
- xvii. KV社・BM社間の競輪マーケティング調査委託（平成19年12月31日会計処理）
- xviii. KV社・BM社間の競輪場紹介DVD制作委託（平成19年12月31日会計処理）

（不適切な会計処理等の概要）

上記取引は、テラネットから当時子会社であったKV社に対して貸付を行い、当該貸付金の資金を競輪マーケティング調査費及び競輪場紹介DVD制作委託費の一部としてBM社及びDT社を経由して、テラネットにコンテンツの使用許諾料として循環させ、「売上」計上を行った不適切な会計処理であると認定した。

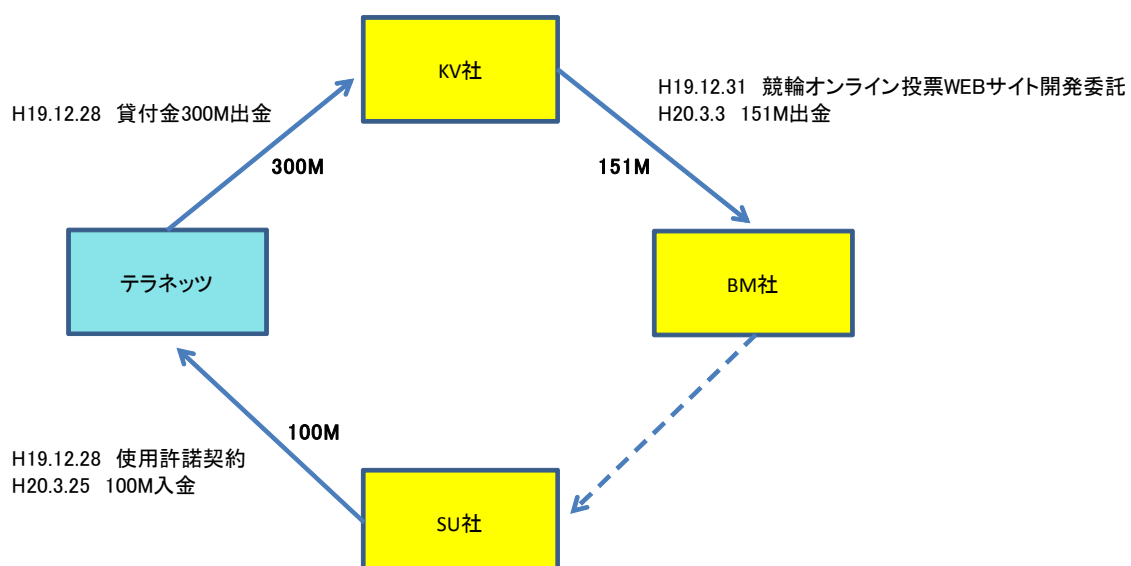


取引⑧ 「SU社」取引関連

- xix. テラネット・SU社間の使用許諾契約（平成19年12月28日）
- xx. KV社・BM社間の競輪オンライン投票WEBサイト開発委託（平成19年12月31日会計処理）

（不適切な会計処理等の概要）

上記取引は、テラネットから当時子会社であったKV社に対して貸付を行い、当該貸付金の資金を競輪オンライン投票WEBサイト開発費の一部としてBM社及びSU社を経由して、テラネットにコンテンツの使用許諾料として循環させ、「売上」計上を行った不適切な会計処理であると認定した。



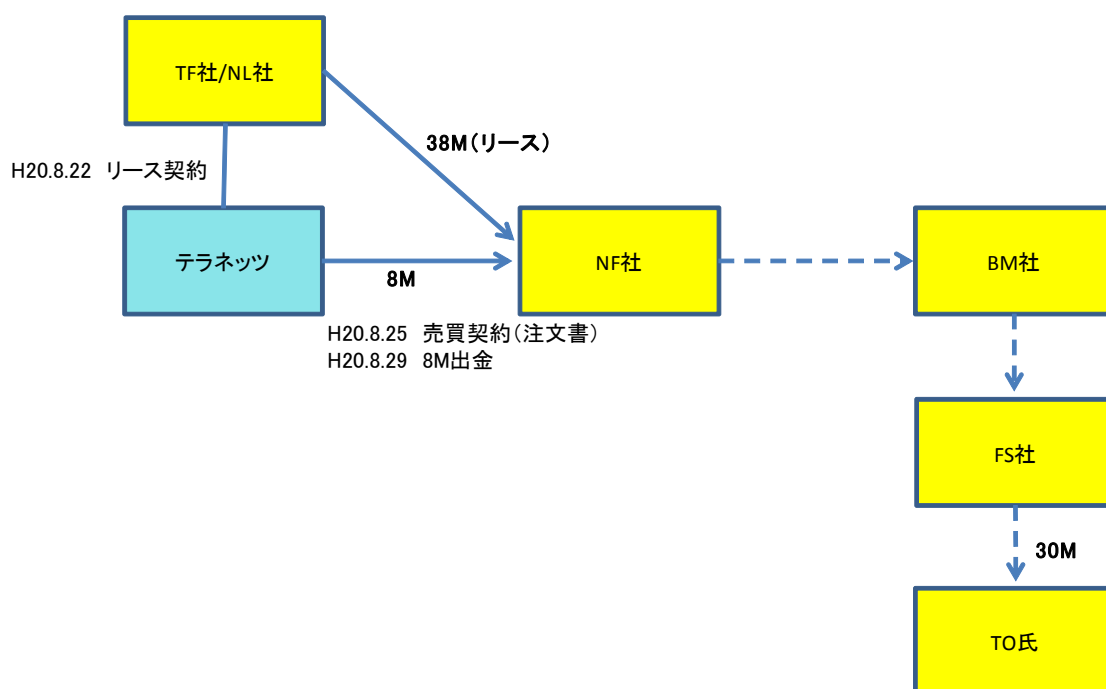
取引⑨ 「NF社(社内VOD)」取引関連

- xxi. テラネット・TF社及びNL社間のリース契約(平成20年8月22日)
- xxii. テラネット・NF社間の売買契約(平成20年8月25日注文書)

(不適切な会計処理等の概要)

上記取引は、社内VODシステムについて、一部を現金でNF社から購入し(「器具備品」8百万円)、残りをTF社及びNL社とのリース契約により調達(「リース資産」38百万円)したものである。

社内VODシステムに関しては、過去の転換社債への投資に対する損失補填のために30百万円を水増しした疑いが強いものと認められ、当該水増しした代金分をNF社、BM社、FS社を経由して、TO氏個人に還流した不適切な取引と認定した。



取引⑩ 「SK社」取引関連

xxiii. テラネット・SK社間の業務委託契約（平成21年3月10日）

xxiv. テラネット・SK社間の業務委託契約（平成21年4月9日）

（不適切な会計処理等の概要）

上記取引は、ファイナンス業務のコンサルティング費用（「増資関連費用」5.79百万円）及び2年間のOMC事業のコンサルティング費用（「長期前払費用」25百万円）の名目で支出しているものの、実態は、過去の転換社債に関してTO氏個人が約束した損失補填に充てるために行った役務提供の実体の存在しない架空の取引と認められ、不適切な会計処理であると認定した。



取引⑩ 「コンテンツの会計方針の変更」

xxv. 平成 18 年 6 月末の中間会計期間より画像等コンテンツに関する会計方針を変更

(不適切な会計処理等の概要)

テラネットは、画像等のコンテンツに係る取得費用について、平成 17 年 12 月期までは取得した事業年度に外注費（売上原価）として全額費用計上していたが、平成 18 年中間会計期間（同年 1 月 1 日から 6 月 30 日）より、当該費用を「コンテンツ」勘定として無形固定資産（2 年償却）に計上する会計方針の変更を行った。

かかる会計方針の変更は、コンテンツの二次利用販売の実績が DS 社及び SP 社等に対して生じていることにより従来 of 会計事実が異なってきたことを根拠に認められたものであるところ、SP 社に関しては売上計上が否定される不適切な会計処理であると認定され、DS 社についても売上計上に疑義の残る取引であると認定され、平成 17 年 12 月期まで行われた会計方針を変更しなければならないような会計事実の変化はなかったものと判断された。

また、かかる会計方針の変更により費用が減価償却を通じて計上され従前の方法に比べて短期的には営業利益が増大することとなるが、会計方針の変更を行って利益を増加させることも SP 社との取引を行った一つの目的であると認められた。

かかる会計方針の変更は正当な理由による変更とはいえず、本会計方針の変更は不適切であると認定した。

3 不適切な会計処理等が行われた経緯及び要因等

(1) 総論

① 当委員会が認定した不適切な会計処理等は、平成18年5月から平成21年4月にかけて行われたものである。

不適切な会計処理等が行われるに至った要因は、時期によって大きく3つに分けることができる。

i 平成18年中の取引については、テラネットが札幌証券取引所・アンビシャス市場への新規株式公開の上場承認を得ることを企図して行われた取引であると認められた。

ii 平成19年2月末に札幌証券取引所・アンビシャス市場への上場を果たした以降の取引については、KV社（平成19年10月1日に第三者割当増資の引受により子会社化）への金融支援を継続するために、テラネットの財務内容を金融機関向けに良く見せるために行われたものであると認められた。

iii 平成20年以降の取引は会社の業績とは関係なく、上場前の転換社債への投資に対する損失補填に充てるために行われたものであると認められた。

② また、不適切な会計処理等は、社内においてはテラネットの創業者であり当時取締役であったT0氏、平成17年12月から代表取締役に就任したOD氏の共謀のうえで、取引案件ごとに平成17年12月から取締役になったAM氏、平成18年8月から取締役となったMY氏の共謀も加わり、さらに取引案件ごとに異なる複数の社外の協力者（協力会社）の協力を得て行われたものであると認められた。

一連の不適切な会計処理等が行われるに至った経緯・要因について、当委員会が認定した事実は以下のとおりである。

(2) テラネットの設立と上場に向けた活動までの経緯

ア テラネットは、T0氏が設立したCE社から、平成12年3月に、一事業部門の事業を切り離して、札幌市を本社として設立した会社である。平成13年には監査法人による上場を目指した予備調査を実施するなど、T0氏は設立直後からテラネットの上場について検討をしていた。

イ テラネットは、平成12年4月に東京都千代田区に東京支店を設置し、平成15年6月には本店を東京都に移転している。

T0氏は、自宅は北海道にあるものの、月の3分の2程度を東京出張で過ごしており、また、当時の役員であったOD氏、AM氏はいずれも東京に在住していた（MY氏は札幌在住であった）。今回問題となった不適切な会計処理等に関連した取引はそのほとんどが東京本店において、取締役間の共謀に基づいて実行されたものである。

なお、他方で、当時唯一の常勤監査役は札幌支店に常駐しており、取締役の不適切な行為に関して、監視の目が行き届きにくい地理的要因が存在していた。

ウ テラネットは、平成14年2月12日に資金調達のために第3回転換社債（額面55百万円）を発行している。当該転換社債の名義はFI氏となっていたが、実際には同人は資金を出さずに名義を貸しただけであり、HY氏、II氏、NK氏の3氏が、合計で55百万円の資金を拠出したものであった。

上記3氏に対しては、T0氏が転換社債への投資を持ち掛け、当初2年程度でベンチャー市場に上場し上場による利益も多額に上る旨を説明していたが、実際にはT0氏の想定通りには上場に至らなかった。

そのため、T0氏は上記3氏から、投資した資金の返還を強く求められることとなり、このことが、T0氏がテラネットの財務情報を粉飾してでも上場させて換金化できる株式にしたかった動機の一つとなったと推測できる。また、この上記3氏に対する投資資金の損失補填を行うために、後に社内VODシステム及びSK社に関する不適切な取引が行われるに至ったものと認められた。

エ 平成15年11月14日には、ベンチャーキャピタルであるTC社のYD氏からの紹介で、現在もテラネットの大株主である河端氏が資本参加することとなった。その結果、河端氏の議決権比率は79.14%となった。河端氏もテラネットが上場することを前提として見込んだ上で投資をしたものであり、以後、上場に至るまでの間、河端氏に対しては、YD氏と同席の場において不定期に業績の報告等がなされていた。ただし、当委員会の調査においては、河端氏が不適切な会計処理等に何らかの指示・関与等をした形跡は見当たらなかった。

(3) 平成17年12月のOD氏及びAM氏の取締役就任と具体的な上場準備の開始

ア T0氏は平成17年頃まではヘラクレス市場への上場を検討していたが、平成17年12月頃にはアンビシャス市場を目指して具体的な上場準備を進めることを決めた。

イ 平成17年末頃、当時のテラネットは個人向け販売が売上の中心であったことから、売上を伸ばすためには法人営業の強化が必要であり、そのた

めに当時テラネットの取引先の会社を退職しようとしていた OD 氏を法人営業の営業部長として入社させる予定であった。

ところが、T0 氏自身に健康上の理由があったことに加え、上場時のイメージアップのためには若い OD 氏が代表取締役であった方が良くであろうとの T0 氏の考えにより、OD 氏は平成 17 年 12 月 20 日の臨時株主総会で取締役に選任され、入社と同時に代表取締役に就任することとなった。

このように上場目的を主眼として OD 氏を代表取締役に就任させた経緯から、実際の社内の力関係では取締役であり創業者でもある T0 氏が圧倒的に OD 氏を支配しており、しばしば他の役員にも見える形で T0 氏が OD 氏を罵倒するなど、実質は T0 氏が社内の支配を続ける関係が継続していた。

なお、OD 氏が代表取締役に就任した当時、それまでテラネットの債務の個人保証をしていた T0 氏が、個人保証を OD 氏に変更するよう金融機関に依頼をしたが、金融機関の判断により保証人の交代を拒否されたという経緯があった。

ウ T0 氏は、人脈を通じて取引先を獲得するなどの営業目的での活躍を期待し、OD 氏と同時に AM 氏に社外取締役としての就任を要請し、AM 氏は平成 17 年 12 月に OD 氏の就任と同時に取締役に就任することとなった。

エ OD 氏の就任により、法人顧客向けのコンテンツ販売を強化すべく、平成 18 年 1 月に東京本店に企画営業部を新たに設置することとなったが、まさにこの企画営業部が本件で問題となる一連の法人向けのコンテンツの二次利用販売を行う部署となっていた。

(4) 上場準備開始当時のテラネットの財務状況と平成 18 年中の増資

ア テラネットは、平成 16 年 12 月期に 51,495 千円の当期純損失を計上し、平成 17 年 12 月期も 9,295 千円の当期純損失を計上し、自己資本が 2,523 千円と僅少な金額となっており、継続企業の前提に関する重大な疑義が存在する苦しい状態であった。

イ このような状態の中、平成 18 年 5 月にベンチャーキャピタルや事業会社に 368 百万円の第三者割当増資を行い、財務内容としての改善は図られたものの、これらの増資を受けるにあたって上場が近いことを投資家に説明しており、投資家と締結した投資契約書にも平成 17 年 12 月期を基準決算期とした上場を果たすことが努力義務としてではあるが明記されるなど、上場に対するプレッシャーが高まっていった。このことも、T0 氏及び OD 氏が平成 18 年中の上場を果たすために不適切な会計処理等を行うに至る一つの要因となった。

なお、上記増資によって調達した資金により、T0氏が個人保証を行っていたすべての長期借入金について、期限前返済が行われた。

ウ また、上記増資によって資金が一時的に潤沢となったことから、固定資産の取得の名目で一旦はテラネットから資金を拠出し、協力会社を經由して、コンテンツの許諾料としてテラネットに入金させる「循環取引」を行うことが可能となった。

(5) 平成18年中の上場に向けた活動と平成18年中間期の予算達成を目的とした循環取引等の開始

ア テラネットは平成17年12月期を直前期とし、当初の予定では平成18年10月にアンビシャス市場に上場申請をし、同年11月には上場の承認を得ることを目標としていた。そのために、主幹事証券会社をDB証券として、上場に向けた準備活動を開始していた。

イ もっとも、アンビシャス市場の上場審査基準から、平成17年12月の営業利益がプラスであることが求められていたが、当時、役員報酬の減額を行っている点が利益調整と捉えられる可能性があり、その場合には直前期である平成17年12月期の営業利益がマイナスであると扱われるおそれがあった。

そのため、アンビシャス市場の審査基準上、営業利益がマイナスの場合でも上場が可能となる「高い収益性が期待できる」との要件を充たすことが平成18年度中の上場にとって重要であるとDB証券から伝えられており、平成18年5月には、平成18年中間期の予算達成が重要であること、具体的な数値として、中間期の売上として129百万円、営業利益として10百万円が上場審査上、必要であることがDB証券からT0氏及びOD氏に伝えられていた。

しかしながら、平成18年4月時点で売上高の予算達成度は90.2%であり、上記DB証券からの上場審査基準の達成は容易ではない状態であった（なお、これらの月次決算ベースでの数値は、後述するコンテンツ取得原価に関する会計方針の変更後を前提としたものである。）。

そのため、上記DB証券からの具体的な数値目標の伝達が直接的なきっかけとなり、平成18年の不適切な取引が行われるようになっていった。

ウ 実際に、同年5月31日には最初の循環取引であるSP社へのコンテンツ許諾料として27百万円が売上計上され【取引①】、これにより同年5月末の売上高の予算達成度は108.6%となった。仮に、SP社の取引がなかった場合、同年5月末の予算達成度は81.5%に止まっていたはずであった。

エ また、同様に、平成18年6月30日にはDS社の取引による売上高35百

万円が計上されており【取引②】、これにより平成18年6月末までの売上高の予算達成度は128.6%となった。仮に、SP社及びDS社の取引がなかったとした場合、平成18年6月末の売上高の予算達成度は81.3%に止まっていたはずであった。

オ このような循環（水増し）取引は、平成18年5月の増資後にTO氏が提案し、これにOD氏が同意し共謀する形で始まったものであった。また、このような循環（水増し）取引には社外の協力者が必要であったが、最初に行われた取引は、テラネットからの資金の出口となるTN社社長のKM氏及びテラネットへの資金の入り口であるSP社社長のMU氏のいずれもがAM氏が懇意にしている人物であり、TO氏及びOD氏はこれらの人物をAM氏から紹介を受けたものであった。

この点に関して、平成18年6月中間期の予算達成が上場審査にとって重要であるが、売上が足りないことをTO氏とOD氏がAM氏に相談した際、AM氏とTO氏との間で、

AM氏 「売上だけでよいのか？売上だけなら簡単である」

TO氏 「利益も必要である」

AM氏 「利益は大変だが、何とかしてみましよう」

といった内容の会話がなされ、その後、SP社との取引が始まった旨をOD氏は述べており、非常に臨場感かつ具体性のある供述を行っており、その供述内容の信用性は高いものと認められた。

カ 他方、AM氏はTN社やSP社を紹介はしたものの、資金を循環するための取引であったことの認識は否定しているほか、これ以降の不適切な会計処理等の一切について認識はなかったと述べている。

しかしながら、AM氏はテラネットがSP社との間でコンテンツ許諾の契約を締結した事実自体を知らないと述べているが、SP社は自らが懇意にし、かつ自らが社外取締役を務めるテラネットに紹介した経緯を考えると、テラネットとSP社の27百万円もの大口の取引の存在自体を知らないというのは不自然な内容といわざるを得ず、また、取締役会での議題としてや、AM氏も含めたテラネット経営陣専用のメーリングリスト上で頻繁に話題に上っており、少なくとも社名については認識があるはずの、OV社、CG社、JS社などの今回の協力会社と認められた会社について、AM氏は、「社名も知らない」と明言するなど、その供述は全体として信用するに足りないものと判断した。

キ なお、平成18年当時、ST氏及びTS氏が取締役として就任していたが、両氏については、一連の不適切な会計処理等を認識し又はこれに関与したとは認められなかった。

(6) 平成 18 年中間期からの会計方針の変更と平成 18 年中間期の予算達成

ア 平成 18 年中間期の営業利益の予算達成は、上記の SP 社などの取引だけでは達成できず、コンテンツの取得原価に関する会計方針の変更【取引⑩】が認められたことによって達成できたものであった。

イ すなわち、T0 氏は平成 17 年以前より、コンテンツの取得原価は外注費（売上原価）として一括して費用計上するのではなく、固定資産として計上すべき（減価償却にしたがった費用計上）との意見を持っており、監査法人に対しその旨の説明を行っていたが、監査法人からはコンテンツの二次利用販売の実績がなければそのような処理は認められないとの回答がなされていた。

ウ ところが、T0 氏は顧問税理士に相談したうえで、監査法人の了解を得ずに、平成 18 年 1 月の月次決算ベースから当該会計方針の変更に基づいた処理を実施し始め、それまで外注費として一括して費用計上されていた金額が、固定資産として計上されることとなった。そのため、月次決算ベースで従来の会計方針と比較して一時的には利益が増すこととなった。

エ 前記のとおり、平成 18 年 6 月中間期に営業利益を上げることが上場審査にとって重要であると T0 氏及び OD 氏は認識をしていたが、上記会計方針の変更が平成 18 年 6 月中間期において監査法人に認められなかった場合、平成 18 年 6 月中間期にコンテンツとして無形固定資産に計上していた 25 百万円が一括して費用計上されるため、平成 18 年 6 月中間期に営業利益を出すことは非常に困難な状況にあった。

オ そこで、平成 18 年 6 月中間期の営業利益を達成するためにも、監査法人に会計処理方針の変更を認めさせる必要があり、そのためにはコンテンツの二次利用販売の実績を上げる必要があった。T0 氏及び OD 氏は、かかる会計方針の変更によって利益が増加することを認識しつつ、そのための実績づくりとして、資金を循環させるだけの取引であることを認識しながら、前述の SP 社へのコンテンツ許諾契約を行った。

カ したがって、平成 18 年 5 月の SP 社との取引は、売上高の増加が目的であるのと同時に、会計方針の変更の前提事実たるコンテンツの二次利用販売の実績を上げるために行われたものであり、上場審査のために平成 18 年 6 月中間期の売上高及び営業利益ベースでの予算を達成するために行われたものであった。

(7) MY 氏の取締役就任

平成 18 年 8 月に、上場のための内部管理体制の強化の趣旨で、当時他の上場会社の経営企画室室長をしていた MY 氏を採用して、MY 氏が取締役とし

て就任した。MY 氏自身は平成 18 年度中の上場を実現するために自分が採用されたとの認識があったため、平成 18 年度中での上場を行わなければならないとの強い思いを持って上場審査に対応する業務にあたっていた。

ただし、当委員会の調査においては、MY 氏が平成 18 年度中の不適切な会計処理等に関与し、又は当時これを認識していたと認定できる証拠を得るには至らなかった。当委員会での認定では、平成 19 年の JS 社に関連した取引【取引⑥】以降については、MY 氏が不適切な会計処理等に関与したものと認められた。

(8) 上場承認時期の延期

ア 以上のように、テラネットは平成 18 年度中の上場承認が下りることを目指して準備を行ってきたが、内部管理体制の整備状況及び予算実績管理の状況をさらに検討したいとの札幌証券取引所の見解により、上場承認が平成 19 年にずれ込むこととなり、平成 18 年 12 月通期の予算と実績の進捗度についても上場の可否の審査の際に考慮されることとなった。

イ しかしながら、平成 18 年 10 月には、平成 18 年 12 月期の予算を減額修正するなど、当時、予算に対して実績が伴っておらず、TO 氏及び OD 氏としては上場審査のためにも売上を伸ばす必要性に迫られていた。

また、当時、テラネットは TCG（トレーディングカードゲーム）の不良在庫を大量に抱えており、これを適正な価格まで評価替えることを監査法人から求められていた。

ウ そのような状況の中、平成 18 年 11 月 30 日には DS 社との間でのコンテンツの許諾契約及び AE 社との間で TCG の在庫ほぼすべてを一括で売却する取引を行った【取引③・取引④】。

また、平成 18 年 12 月 28 日には、再び SP 社との間で、24 百万円のコンテンツ使用許諾契約を締結するに至り【取引⑤】、これによって平成 18 年 12 月期予算は売上高で 99.7%、営業利益で 103.7%の予算達成度となった。

エ これらの平成 18 年後半の取引も、上場審査が予定よりも伸びたことに起因し、上場承認を得るための平成 18 年 12 月期での実績づくりのために行われたものと認められた。

オ 平成 19 年 2 月 28 日に、テラネットはアンビシャス市場への上場を札幌証券取引所から承認されるに至った。

(9) KV 社への金融支援と平成 19 年 8 月・9 月の循環取引に至る経緯

ア KV 社は、公営競技オンラインサービス事業を開始することを目的とし

てAM氏が平成18年12月に設立した会社であり、具体的には、競輪施行者である地方自治体が実施する競輪のオンライン車券販売業務を地方自治体より受託し、その販売額に応じた手数料を地方自治体より収受することを目的とした事業を行う会社であった。

イ テラネットがKV社を子会社化した当時（平成19年10月）、KV社は翌年（平成20年）春の事業開始に向けて準備を進めている最中であり、その際の業績動向は以下のとおり債務超過の会社であった。

KV社・平成19年6月期業績の動向	
売上高	—
営業利益	△52,636千円
経常利益	△52,683千円
当期純利益	△52,718千円
総資産	11,093千円
純資産	△49,768千円

ウ 平成19年夏頃、T0氏、OD氏、AM氏、MY氏が同席する場において、KV社に対してテラネットが出資及び金融支援（貸付及び保証）を行うか否かの検討が行われた。KV社の競輪事業のためにはシステム開発費用を含めて10～16億円程度（以下「16億円程度」と表現する。）の資金が必要であり、そのためにテラネットからKV社に対する金融支援ができるのかが問題であった。この点に関しては、当時テラネットで財務を担当していたMY氏がテラネットでの資金調達の可否を検討したところ、容易ではないが調達は可能である、との結論であったため、テラネットがKV社に出資をして子会社とし、かつ16億円程度の金融支援を行っていくことが事実上決定された。

エ 正式には、平成19年10月1日の取締役会において、テラネットによるKV社の子会社化が決定された。同日、KV社に対する最初の貸付（1億円）も決議され、以後もKV社に対する個々の貸付については取締役会での決議はされているが、当初から16億円程度の金融支援を行う前提であったことは取締役会などの正式な場では説明されなかった。

なお、実際に実行されたKV社への貸付残高の推移は以下のとおりである。

【KV社への貸付残高】

(単位:百万円)

	期首	増加	減少	期末	備考
平成19年 10-12月	-	560	-	560	
平成20年 1-12月	560	416	103	873	全額貸倒引当金繰入

※ 平成21年9月30日時点のKV社のリース契約に対する債務保証残高 247百万円

オ 上記のKV社への投資を決めた当時(平成19年6月中間期)のテラネットの業績は、売上高184百万円、経常損失64百万円、中間当期純損失64百万円であり、16億円程度もの投資はテラネットにとって過大ともいえるものであったが、当時のTO氏及びOD氏としては、KV社の事業がうまくいった場合にはテラネットとしても相当な利益を得ることができるとの想定の下で投資を決定したものであった。

しかしながら、当時のテラネットでは自己資金による金融支援は不可能な状態であったことから、KV社への金融支援のためにはテラネットが金融機関から資金調達をしなければならず、そのために金融機関向けにテラネットの業績内容を良く見せる必要があった。

【テラネットの業績推移】

(単位:千円)

年度	平成18年度	平成19年度		
	通期	上期	下期	通期
売上高	403,025	184,361	377,489	561,850
経常利益又は損失(△)	66,467	△ 64,418	118,856	54,438
当期純利益又は損失(△)	60,782	△ 64,841	121,232	56,391
資本金	431,000	567,500	567,500	567,500
純資産	431,305	639,464	760,697	760,697
総資産	474,709	698,526	1,131,961	1,131,961
営業活動CF	26,105	24,421	161,615	186,036
投資活動CF	△ 260,687	△ 103,874	△ 523,406	△ 627,280
財務活動CF	297,903	273,000	299,704	572,704
現金及び現金同等物残高	69,670	263,217	201,130	201,130

注1) 出典:有価証券報告書等より作成

注2) 本報告書の報告内容による訂正の影響を考慮に入れない決算数値に基づき作成している。

カ 他方、KV社の側にとっても、事業の開始にとってシステムの構築費用を含めた資金調達が必須であり、したがってテラネットがKV社への金融支援のための資金調達を行うことを支援する動機が存在していた。

キ このような状況のもとで、最初に行われたのが JS 社を経由した循環取引であった【取引⑥】。JS 社関連の取引については、KV 社の側では取締役であった UD 氏（同氏はその後の平成 20 年 3 月にテラネットの取締役にも就任する）、WN 氏が協力・関与をしているものと認められ、また JS 社においては戦略営業部長の HD 氏が協力・関与をしていたものと認められた。

ク MY 氏については、TO 氏、OD 氏、AM 氏から、JS 社関連の取引が資金を循環させる前提での取引であるとの説明を事前に受けており、不適切な会計処理を伴う取引であるとの認識を有して他の取締役と共謀のうえで上記取引の実行に関与したものと認められた。

(10) MY 氏の KV 社役員就任

テラネットが KV 社を子会社化したことから、KV 社において上場会社の子会社としての経理処理が必要となったことに加え、テラネットで資金調達をしつつ、KV 社に金融支援をするためには両社の資金繰りを把握できる人物がいた方がよいであろうとの発想から、平成 19 年 12 月に MY 氏が KV 社の取締役に就任し、両社の資金繰り等を把握することとなった。

(11) 平成 19 年 12 月の循環取引

ア テラネットの平成 19 年 11 月末時点での予算の達成状況は、売上高 79.2%、営業利益 25.8%、経常利益 20.4%、当期純利益 19.8%であり、平成 19 年 12 月期通期の業績予想を達成することは非常に困難と予想される状況にあった。

このような状況において平成 19 年 12 月 28 日に行われたのが、DT 社及び SU 社の取引であった【取引⑦・⑧】。

イ これら年度末の大型案件の受注により、平成 19 年 12 月通期での予算達成状況は、売上高 94.9%、営業利益 106.8%、経常利益 107.9%、当期純利益 116.2%となり、平成 19 年 12 月通期の業績予想を達成することが可能となった。

ウ ところが、平成 20 年 2 月に SN 監査法人より、DT 社及び SU 社との取引について、1 件当たりの金額が多額であること、期末日間近の売上高であることなどの理由から、売上高の実態を説明する客観的な事実・資料が必要である旨が伝えられた。

そのうえで、DT 社については 3 月に SN 監査法人による往査が行われることとなった。

また、SN 監査法人の監査により、SU 社への納品物（CD-ROM）の発送先住所が誤っており、少なくとも平成 19 年の年内には納品物が SU 社に納入

されていないことが判明し、平成19年12月期の売上計上は認められない旨の見解が示されていた。

エ これらの監査法人の対応はMY氏が窓口となっており、その対応状況はTO氏、OD氏、AM氏、MY氏がメンバーとなっているテラネット経営陣用のメーリングリストにおいて報告がなされていた。

オ DT社についてはAM氏が社外取締役を務めている会社でもあり、AM氏の紹介によって取引関係に入った経緯もあるため、MY氏にAM氏が加わって監査法人が往査した際の対応方法を検討しており、DT社が監査法人の質問に回答するための想定質問のQ&AもMY氏が作成し、その内容につきTO氏、OD氏、AM氏に相談がなされていた。

なお、当該Q&A中には、別会社にCD-ROMの複製を渡していることなど全く存在しない事実をDT社に回答させる内容が記載されていた。

カ SU社についてはUD氏が前職の時代から付き合いのある韓国の会社であり、UD氏が取り付けてきた取引であったが、平成19年12月期の売上計上を認めないとする監査法人の見解に対抗すべく、事前にコンテンツのサンプル提供を受けていたことからCD-ROMが届いていなくとも納品物として成立している旨の説明文書をSU社から監査法人に提出してもらうことを、SU社に対して依頼することなどがMY氏によって検討されており、その検討内容はテラネット経営陣に加えてUD氏にもメールにて報告がされていた。なお、当該サンプル提供の事実は存在せず、上記SU社への依頼は、存在しない事実をSU社に回答させる内容となっていた。

キ 結果的には、DT社及びSU社に関する売上については監査法人により実在性を否定されることはなかったが、SU社の売上については平成19年12月期の計上は認められず、翌期に売上計上がずれ込むこととなった。そのため、平成20年2月14日に公表済みの「平成19年12月期 決算短信」は、同年3月13日に修正されるに至った。

ク この件をきっかけに、SN監査法人はテラネットとの間で信頼関係を維持することができなくなり、平成20年3月31日の定時株主総会をもって、HB監査法人が新たに会計監査人に選任されることとなった。

(12) 平成20年以降の不適切な取引の要因等

ア 平成20年以降に認められた不適切な2つの取引【取引⑨・⑩】については、いずれも前述した平成14年2月12日発行の第3回転換社債（額面55百万円）に関連した損失補填のための支払に充てるための資金づくりであると認められた。

イ すなわち、上記第3回転換社債の名義はFI氏であったが、資金を拠出

したのはHY氏、II氏、NK氏の3氏であり、当該3氏が実質的な権利者であった。上記3氏に対してT0氏は、当初2年程度でベンチャー市場に上場し上場による利益も多額に上る旨を説明していたが、実際にはT0氏の想定通りには上場に至らず、そのため、上場以前より、上記3氏からT0氏は投資した資金の返還を強く求められていた。

ウ そうしたところ、T0氏によれば、平成15年末頃、FI氏が刑事事件で立件されるという話があり、そのために上場への影響からFI氏名義の転換社債を消滅させる必要があったため、T0氏は当時残存している転換社債を全て転換又は償還することを決めた（ただし、FI氏の刑事事件の件は当委員会の調査では確認が取れなかったため、この時期に転換社債を消滅させた理由は当委員会では認定し得えなかった。）。

エ そして、かかる方針に基づき、平成15年11月30日に上記転換社債500万円分がFI氏名義の株式500株に転換された。

また、残りの5百万円の転換社債については現金にて償還がなされた。その後、平成15年12月13日付の第三者割当増資で、500株（発行価額1株1万円）がFI氏に割り当てられ、5百万円の払い込みがなされた。

オ 上記転換社債の処理に関しては、それ以降に会社に対して社債の償還の請求等が一切なされていない状況やT0氏の供述により、FI氏又は実質権利者である上記3氏の同意のもとで行われた処理であったものと認められた。

カ したがって、平成15年11月30日時点で、上記転換社債は全て転換又は償還済みにより消滅しており、同年12月13日時点でFI氏名義のテラネット株式が1,000株残った状態にあったものと認められた。そして、かかるFI氏名義の1,000株については、平成16年5月にT0氏個人がこれを5.5百万円で買い受けるに至った。

この5.5百万円の譲渡代金は、FI氏又は実質権利者と認められる上記3氏に支払われたものと認められるものの、少なくとも上記3氏は当初投資した金額（55百万円）の大部分を回収できずにいることとなった。

そのため、当該転換社債がT0氏の勧誘により投資をしたものであった経緯もあり、転換社債は消滅したものの、事実上、その後も上記3氏からT0氏個人に対して、投資した資金の返還を求めて頻繁に請求行為が行われていた。これについては、T0氏個人より、不定期に上記3氏に対して金銭が支払われており、T0氏自身は貸付であると述べるものの、実質は上記投資資金の利息相当の支払であった可能性が高いものと認められた。

(13) 平成 20 年 8 月の社内 VOD システムの導入

ア こうした事情があった中、平成 20 年 6 月頃、OD 氏及び MY 氏は、T0 氏から、上場前の株式の関係で損失補填に充てるために 30 百万円が必要であり、どうしても支払わなくてはならない旨の相談をされた。

OD 氏及び MY 氏は、それまでの循環目的の取引とは異なり、明らかな資金の社外流出であるとは思ったものの、テラネットにとって必要であるとの T0 氏の逼迫した説明に応じ、30 百万円の資金を捻出することを計画し始め、そのために社内 VOD システムを購入し、そこに 30 百万円を上乗せして、T0 氏に資金を循環させることを企図した。

なお、過去の転換社債に関する詳しい事情については、OD 氏、MY 氏には説明がなされなかった。

イ この際に購入した社内 VOD システムは AM 氏が代表取締役を務める BM 社が製造したものであり、これを直接 BM 社から購入するのではなく、NF 社を経由して購入することとした（なお、NF 社は AM 氏が従前勤務していた会社である。）。

購入金額は 46 百万円であり、リースでの購入を検討していたが与信の関係で 8 百万円分については現金での支払となり、リース及び現金で NF 社に購入代金が支払われ、NF 社から BM 社にさらに購入代金が支払われた。

T0 氏は、BM 社に支払われた上記代金は、その一部が BM 社と取引のある FS 社を経由し、そのうえで FS 社から T0 氏に 30 百万円が支払われたと述べている。そしてその後、T0 氏は当該 30 百万円を上記 3 氏のうちの一人である II 氏に支払ったとのことである。

ウ 当委員会の調査では当該資金の流れを示す客観的証拠を得るには至らなかったが、30 百万円を T0 氏に循環させる取引であったことは、これを受け取ったと認める T0 氏本人に加え、OD 氏、MY 氏も一致した供述をしている。また、業績が芳しくなかった当時に多額の費用で取得したにもかかわらず実際には本社エントランスの会社紹介用のディスプレイとして利用される以外には社内 VOD システムが利用された実績が一切認められないという不自然な状況もあり、上記水増しによる資金流出の事実は合理的に認めることができるものと判断した。

(14) 平成 21 年 3 月・4 月の SK 社への委託料の支払

ア 平成 21 年 3 月 10 日には、ファイナンス業務のコンサルティング委託料の名目で、HY 氏が代表取締役を務める SK 社に 579 万円が支払われているが、コンサルティング業務の実績は存在せず、社内 VOD システムの場合と同様に、転換社債の投資に関する損失補填に充てる目的のもとで資金流出

がなされた架空取引であると認められた。

イ また、SK 社に対しては、平成 21 年 4 月 9 日に、2 年間分の OMC 事業に関するコンサルティングの委託料として 25 百万円が一括にて支払われているが、かかるコンサルティング業務の実績も存在せず、この点も転換社債の投資に関する損失補填に充てる目的のもとで資金流出がなされた架空取引であると認められた。

ウ 平成 21 年 3 月 26 日の定時株主総会をもって MY 氏はテラネットの取締役を退任しており、同日より、現在もテラネットの取締役として在任している OH 氏が取締役に就任していたため、上記 SK 社に対する平成 21 年 4 月 9 日付の契約締結については、同日付の取締役会において、TO 氏、OD 氏及び OH 氏によって決議がなされた。

なお、当時のテラネットは MY 氏を含めて取締役が 3 名しかおらず、MY 氏が上記株主総会をもって退任することを決めたため、法定の取締役の人数を充たすために後任の取締役を見つけなければならなかった。そこで、MY 氏が担当していた管理部の業務が分かる人材ということもあり、TO 氏及び OD 氏から、平成 21 年 2 月頃、OH 氏に取締役就任の打診がなされた。当時の上司であった MY 氏が退社するという強いショックを受けた OH 氏はすぐには受諾をせず数週間にわたり悩んだが、どうしても後任の取締役が必要であるとの TO 氏及び OD 氏の説得を受け、最終的にはこれを受諾するに至った。

エ SK 社との平成 21 年 4 月 9 日付けの契約に関しては、上記取締役会に先立つ平成 21 年 4 月 7 日、TO 氏より、OD 氏と OH 氏に対して、「過去の株式の取引に関して、金を払わないと大変なことになる。殺されてしまうかも知れない。」などとの発言があり、何らかの方法で金を支払うよう TO 氏から兩名に指示がなされていた。

その際の協議の中で、SK 社との何らかのコンサルティング契約を利用することを TO 氏が提案し、OH 氏はその対価としてのサービスがなければ認められないと反対したが、TO 氏及び OD 氏に聞き入れてもらうことができなかった。

OH 氏は、TO 氏及び OD 氏の方針を覆すことはもはやできないと感じ、このような行為に関わるのであれば取締役を辞任しようとも考えたが、もとも、どうしても取締役の人数が足りないという状況下で就任を受諾した経緯もあり、また自分が辞めても社内の別の人間が取締役にさせられ同じ状況に追い込まれるだけであるとの思いもあったため、最終的には取締役を辞任することなく、TO 氏及び OD 氏の方針に従うこととした。

オ そして、平成 21 年 4 月 9 日に開催された取締役会においては、監査役

- からも特段の異論は出ず、事前に協議をしていた取締役3名からも当然に意見が出ることはなく、OH氏を含めて取締役3名は決議に賛成をした。
- カ OH氏は、1回目のSK社との取引決定の当時は事務手続き以外には関与しておらず、架空の取引であることも知らなかったものの、2回目のSK社との取引に至る経緯によりSK社との1回目の取引も架空の取引であると認識するに至った。
- キ その後、OH氏は、HK監査法人による平成21年第1四半期の監査の際に、1回目のSK社への業務委託契約の妥当性について質問を受けた際、1回目のSK社との契約も架空であることを知りつつ、過去の自らの2回目のSK社との契約に賛同してしまった経緯より真実を告げることができず、増資の引受先を紹介してもらうことを目的とした業務委託である旨の説明を監査法人に行った。
- ク また、平成21年第2四半期の監査において、2回目のSK社との取引の妥当性について監査法人に問われた際にも、OH氏はOMC事業におけるコンサルティング業務である旨の説明を行った。
- さらにOH氏は、平成22年第2四半期の監査において、2回目のSK社との契約に関して監査法人から当該コンサルティング契約に基づく成果物の提出を求められた際、その旨をOD氏に伝えたところ、OD氏がどこから取得してきたレポート類を送信してきたため、これをそのまま監査法人に提出した。

(15) 河端氏の増資と経営への介入、T0氏の排除

- ア 平成20年12月期末において、テラネッツは連結で389百万円、個別で388百万円の債務超過となり、継続企業的前提に関する重要な疑義が存在することとなった。大株主であった河端氏は、このままではテラネッツは倒産すると感じ、状況の改善のためにはKV社を連結子会社から除外する必要があると考え、その旨の指示をする一方で、自らもテラネッツに増資をすることを検討し始めた。
- その結果、平成21年2月27日にKV社が第三者割当増資を行い、KV社はテラネッツの連結子会社から持分法適用関連会社に異動することとなった。また、平成21年3月10日には河端氏自らがテラネッツの第三者割当増資を引受け、テラネッツの資本増強を図った。
- イ しかしながら、平成21年12月期第2四半期末日においても、依然としてテラネッツは280百万円の債務超過の状態にあり、継続企業的前提に関する重要な疑義が存在していた。そのため、河端氏は会社再建のためには更なる資本増強が必要であると考え、平成21年11月2日に、自らの親族

関係者等による第三者割当増資の引受けを行うに至った。

ウ 河端氏は、過去の経営責任を明らかにさせるためには、T0氏及びOD氏を取締役から退任させるほかないと考えたが、両名を一度に外してしまうことによる業務上の混乱を避けるために、まずはT0氏を平成22年3月26日の定時株主総会をもって任期満了により退任させることとした。

エ そして、テラネットは、藤田一郎氏（以下「藤田氏」という。）が経営するコンサルティング会社に、テラネットの経営状況の調査、経営改善策の検討等を依頼した。その結果、同社より、社内規程の見直し、社内評価制度等の提案を受けた。その後、藤田氏は、平成22年3月26日にテラネットの代表取締役会長に就任した。

オ 藤田氏は、それまで営業を推進していたOD氏を留任させ、営業活動を強化させるとともに、過年度において貸倒引当金計上していた売掛金について、再度請求を行い、その結果、DS社などとの交渉により、一部追加支払いを受けることができた。

カ OD氏は、自身で定めた営業目標が達成できず、平成22年12月1日に、法人事業部の業績不振の責任を取って、取締役を辞任した。

キ その後もOD氏については、3か月期間の契約社員として雇用したものの、TA社の倒産を契機として同社と契約していた著作権に関する調査を行っていた過程で、同取引に疑わしい点があるのではないかと疑念が生じたことから、藤田氏は、過去にさかのぼって内部調査を開始し、その結果、OD氏が、TA社が著作権を保有していないことを知りながら、同社との著作権許諾契約を締結していたことが平成23年2月頃に判明し、OD氏は懲戒解雇処分により、テラネットを退社するに至った。

ク さらに、藤田氏は、T0氏に対しても、上記TA社が著作権を有していなかったという事実に関しては、取締役としての注意義務に反すると判断し、退職時に支払った退職慰労金の返還請求を行っている。

ケ その後、過年度に行われた営業活動や投資を判断するに至った経緯、当時の内部統制状況などにつき、同社顧問弁護士を含む社内調査チームを組成し調査を進めたところ、過去の取引において不適切な会計処理が行われていたとの疑義が生じ、さらなる調査のため、当委員会が発足するに至った。

(16) 小括

以上より、当委員会が認定した不適切な会計処理等は、平成18年から平成21年の旧経営陣の共謀と外部の協力者の協力のもとで実施されてきたものであると認められた。

また、旧経営陣の時代より河端氏が大株主であることには変わりがないが、当委員会の調査においては河端氏が旧経営陣の不適切な取引等に関与したり、旧経営陣の人事を含めた経営への介入を行っていた事実は認められなかった。

過去の不適切な会計処理等について共謀を行ってきた旧経営陣はすべて退任しており、藤田氏を中心とした現経営陣については旧体制からの一応の刷新がされているものと認められた。

なお、前記のとおり、OH氏は、SK社への委託料の支払について、これが架空の取引であることを認識しながら、取締役会での決議に賛成し、また、監査法人に対して真実とは異なる説明を行っているなど、開示業務に携わる管理部担当の取締役としては、適切性に欠けた行為であったと認められる。

しかしながら、これらは、OH氏が主導的に実施したものではなく、また、当委員会の調査及びそれ以前の社内での調査にもOH氏は進んで協力しており、上記SK社への支払の決議に関する経緯も、当委員会の調査の開始前に藤田氏に自ら進んで申告をしていたものであって、OH氏の存在自体が現状のクラウドゲートの内部統制の欠如を表すものではないとは認め得ると考える。

第3 不適切な会計処理等を生じさせた内部統制上の欠陥等

1 経営陣におけるコンプライアンス意識の欠如

すでに記載してきたように、本件は、T0氏、OD氏、MY氏、AM氏をはじめとする当時の旧経営陣が、意図的に行った不正取引である。

経営陣の不正を防止するためには、経営陣の権限行使に対する牽制機能が発揮できるよう内部統制システムを構築することが必要である。

しかるに、テラネットは、上場後の平成19年12月末においても、従業員数が31名という小規模の会社であったところ、かかる小規模な会社組織では、實際上、決裁までのプロセスチェックも十分になし得ない実態があり、有効な内部統制の機能を期待するには限界がある。

このような内部統制システムの不足部分を補完する役割を有するのが、経営陣の相互の牽制・監視であるが、旧経営陣は、自らが率先して不正を行っていたものであり、そもそも相互牽制・監視の埒外であった。

本件のような不正取引を行ってはならないことは、法令等の知識がなくとも、当然に認識するはずのものであり、それにもかかわらず不正に及んだことは、倫理観やコンプライアンス意識が欠如していたものというほかなく、経営陣としての資質を疑わざるを得ないものである。

2 代表取締役の権限の形骸化

本件の不正取引が行われた当時の代表取締役はOD氏であったが、代表取締役というものは名ばかりで、実際上は、OD氏は、テラネット創業者のT0氏の指示・指導を受けていたものであり、T0氏の影響下にあったといえる。

本来であれば、OD氏は、会社のトップとして、コンプライアンスを率先垂範すべき立場にありながら、T0氏の不正行為等に対して異を唱える関係になく、T0氏との人的関係において、その権限は形骸化していたものといえる。

3 取締役会の形骸化

(1) 取締役会への情報提供不足

ア 本件の不正取引については、取締役会にその取引内容等について十分な情報が提供されておらず、その結果、取引の適否等についても、ほとんど議論がなされた形跡が見られない。

まず、本件では、次の①～⑤の取引については、取引金額からして、テラネットの社内規程上、取締役会の決議を経るべき取引であるにもかかわらず

らず、そもそも取締役会に上程すらされておらず、取締役会の決議を経していない。

なお、下記⑤の取引については、平成20年7月11日の取締役会において、MY氏から、会社情報広告システムをリースにより取得することを検討しており、リース会社と交渉中である旨の報告はなされているが、TF社及びNL社との間の当該リース契約の決議はなされていない。

- ① テラネット・TN社間のソフトウェア開発委託契約（平成18年5月1日）
- ② テラネット・SP社間の著作権使用許諾契約（平成18年5月25日）
- ③ テラネット・DS社間の著作権使用許諾契約（平成18年6月19日）
- ④ テラネット・JP社間の売買契約（平成18年7月15日）
- ⑤ テラネット・TF社及びNL社間のリース契約（平成20年8月22日）

イ そして、次の⑥～⑮の取引については、取締役会に上程はされているが、いずれも、取締役会において、同日付の契約の締結を決議しており、取引の内容、当事者、必要性、経緯等についての具体的な討議がなされた形跡はない。

- ⑥ テラネット・AE社間の商品売買契約（平成18年11月29日）
- ⑦ テラネット・DS社間の著作権使用許諾契約（平成18年11月29日）
- ⑧ テラネット・SP社間の著作権使用許諾契約（平成18年12月28日）
- ⑨ テラネット・DE社間のソフトウェア開発委託契約（平成19年1月15日）
- ⑩ テラネット・TA社間の著作物利用許諾契約（平成19年2月7日）
- ⑪ テラネット・SS社間のソフトウェア開発委託契約（平成19年3月12日）
- ⑫ テラネット・JS社間の使用許諾契約（平成19年8月31日）
- ⑬ テラネット・OV社間の使用許諾契約（平成19年8月31日）
- ⑭ テラネット・CG社間の使用許諾契約（平成19年9月11日）
- ⑮ テラネット・DT社間の使用許諾契約（平成19年12月28日）

また、テラネット・SU社間の使用許諾契約（平成19年12月28日）については、同月25日に契約を締結するものとして、同月21日の取締役会に上程され、準拠法・管轄についての質疑応答はなされているが、取引の内容、当事者、必要性、経緯等についての具体的な討議がなされた形跡はない。

ウ 上記以外の案件を含めて、取締役及び監査役への資料等の事前配布も十分ではなく、取締役会当日に配布されるなど、事案の事前検討を十分に行うことができる状況にはなかった。

実際、本件の違法行為に関与した取締役以外の取締役及び監査役の中には、当該契約を決議した取締役会に出席した旨の記録になっていながら、当該契約の具体的な内容、必要性、経緯等について、記憶にない旨供述している者もいるところである。

かかる取締役会への情報提供不足は、役員自身が問題提起をするなどして、直ちに改善すべきであった。

しかしながら、当時の役員は、かかる情報提供不足を漫然と看過しており、何ら改善されないまま常態化していた。

(2) TV 会議システムによる取締役会の運営

テラネットは、東京本店と札幌支店があり、役員の住居地も、東京と札幌に分かれていたため、各自のパソコンから参加できる TV 会議システムを利用して、取締役会の運営がなされている。

TV 会議システムには、いかなる場所においても会議に参加できるというメリットはあるものの、参加の姿勢が受動的になりやすく、議論への集中も阻害されやすいうえ、役員間の人的関係も醸成され難いというデメリットもある。

実際、テラネットの当時の役員の中には、かかる映像による会議では、直接の面談による場合と比べ、活発な議論は行い難かったとの供述をしている者や、一部の役員については、株主総会後の取締役会以外では顔を合わせることもほとんどなかったと供述している者もあり、上記のような情報提供不足も相俟って、充実した議論を行うことが困難な状況にあったと考えられる。

(3) 取締役会への出席管理の不備

上記のとおり、テラネットでは、TV 会議システムを利用して、取締役会の運営がなされているにもかかわらず、同システムへのアクセスログを調査したところ、実際は、当該取締役会に出席していない(アクセスログがない)にもかかわらず、出席したとして、取締役会議事録に押印がなされている事例が散見された。

このように、当時は、取締役会への出席の有無が重視されておらず、これが、ひいては、取締役会の場での議論の軽視につながったものと考えられる。

(4) 社外取締役の機能不全

社外取締役とは、本来、経営陣に対する牽制を果たす役割を担っているにもかかわらず、テラネットの社外取締役たる AM 氏においては、自ら積極的に不正取引に関与していた事実が認められ、経営陣への牽制機能の発揮など

到底なし得る状態にはなく、社外取締役の行動としては不適切であったというほかない。

4 監査役、監査役会の機能不全

(1) 取締役会及び監査役会での議論の形骸化等

テラネットの社内規程上、監査役は、取締役会に出席して意見を述べなければならないとされているが、平成18年10月まで、そもそも取締役会に出席すらしていない監査役も存在していた。

上記のとおり、取締役会への情報提供が不足していたこともあり、取締役会及び監査役会で、監査役において、本件取引の内容、当事者、必要性、経緯等について、十分な討議がなされた形跡は見られなかった。KV社への出資・貸付の妥当性について懸念を抱き、その旨取締役会において発言していた監査役もいたが、経営陣に再考を促すまでの議論はなされておらず、当時の監査役はいずれも、その他の取引の内容、当事者、必要性、経緯等については、十分な認識を有していなかった。

監査役は、経営陣に対する牽制機能を発揮するべく、取締役会及び監査役会に十分な情報が提供されない状況を改善し、自らも積極的に議論に参加すべきであったが、改善に向けた言動の形跡は見られず、監査役として期待される機能及び権限を十分に果たしていなかったものと認められる。

(2) 2拠点間の監査実施の困難

テラネットでは、営業の中心は東京本店であり、T0氏は月の3分の2程度を東京出張で過ごしており、また、当時の役員であったOD氏、AM氏はいずれも東京に在住していた。本件不正取引はそのほとんどが東京本店において、取締役間の共謀に基づいて実行されたものであるが、当時唯一の常勤監査役は札幌支店に常駐しており、そもそも取締役の業務執行に関する日常的な監査を実施し難い状況にあり、取締役の不適切な行為に関して、監視の目が行き届きにくい地理的要因が存在していた。

5 固定資産管理の不備

テラネットでは、固定資産管理規程は存在していたが、その手続きは形骸化しており、固定資産の実在性を事後的に検証する固定資産の棚卸は形式的には年2回行われていたものの、経理担当者が関係部署に対して、固定資産台帳に基づき、存在の有無を質問するだけの手続きに止まり、ソフトウェアにおいて

も、サーバー内のシステムの存在を確認するなどの実質的な棚卸は行っていなかった。

また、設備投資計画に基づく、固定資産取得計画は整備されていたが、本件の疑義のある資産については、すべて計画外の支出であり、設備投資計画との予実管理、計画外支出に対する規制などは全く行われておらず、設備投資計画の実効性のある運用がなされていなかった。

6 子会社管理態勢の不備

本件では、テラネットの子会社であったKV社を介した不正取引も存在するが、両社の間で、役員的人事交流はあったものの、テラネットには、KV社の決裁権限や予算管理などに関する子会社管理の規程などは存在しておらず、親会社と同等レベルの管理態勢を構築しようともしていなかったため、親会社による子会社に対する管理が不十分であったと認められる。

第4 再発防止策に関する提言等

1 コンプライアンス重視の企業風土の醸成等

本件の不正取引を共謀し主導した役員は、すでに刷新されているが、取締役及び監査役は、社会的責任、投資家に対する責任を十分に認識し、正確な会計情報を開示することの重要性を自覚し、不正は絶対に許さないとの強いコンプライアンス意識を持つことが必要である。

そして、経営陣に対する牽制機能が発揮されるように、取引内容等について疑義があれば、役職員間で活発に議論をなし得るような、コンプライアンス重視の企業風土を醸成することが重要である。

2 取締役会及び監査役会における議論の充実

取締役会及び監査役会が不正行為防止のための牽制機能を発揮するためには、取締役及び監査役の一人一人が強固なコンプライアンス意識の下、十分な議論を行う必要性を認識することが求められるが、議論の活発化のためには、議案の前提事項等に関する情報が十分に提供される必要がある。

今後は、取締役会及び監査役会での討議事項については、十分な期間において、前もって検討資料等を取締役及び監査役に配布することが必要であり、取締役及び監査役も、当該案件の内容、当事者、必要性、経緯等の情報を事前に十分に検証した上、取締役会又は監査役会に臨み、自ら積極的に発言を行うことが必要である。

また、東京本店と札幌支店の2拠点間の意思疎通を効率的に行う上では、TV会議システムは有用ではあるが、積極的なやりとりが阻害されるとの懸念もあるため、経営上の重要案件については、直接面談の上、議事を行うことも考えられる。

3 実効性のある社内手続きの整備・運用

クラウドゲートでは、すでに販売管理規程、与信管理規程、外注管理規程等の取引・外注等に関する審査手続きは整備されているが、不正取引防止のためには、役職員は、取引先の信用調査はもちろんのこと、取引の必要性や他社が自社との取引が望んでいる理由等の取引に至る経緯についても十分に検証することが必要である。この際、直接の現場担当者以外の役職員（上司等）が、取引先を訪問し、取引の経緯等を確認することも考えられる。

また、役員による紹介案件については、審査が形骸化しやすいことから、当

該役員以外の役職員を担当者とし、通常の手続きどおりに審査を行うよう徹底することが必要である。

さらに、固定資産管理については、実効性のある管理態勢を構築することが求められ、取得の際には、投資予算等との整合性が保たれているのか否か、取得後には、定期的にその実在性や機能・効能の継続性について確認を行う必要がある。

また、ソフトウェアやライセンスは有体物ではないため、その対価性が不明確になりやすいことから、価格算定の根拠については、特に慎重に検証することが必要である。

加えて、コンサルティング業務の外注の場合にも、その成果や作業内容は不明確になるおそれがあるため、成果物と仕様書等の整合性の確認、作業報告書等の徴求を行い、コンサルティング業務の実態があるのかについて十分に検証を行うことが考えられる。

4 内部監査による牽制機能

内部監査においては、社内手続きの整備状況及び実際の運用状況を十分に検証し、その実効性が不十分である場合には、適切に指摘して改善を促すことが必要であり、企業が自浄作用を発揮する上で、非常に重要な役割を有している。

内部監査の結果については経営陣に報告するほか、監査役や監査法人との情報共有も積極的に行い、不正の原因が経営陣にある場合でも、内部監査は、監査役及び監査法人との連携を密にして、適切に問題点を指摘し、改善を促すべく行わなければならない。

5 内部通報制度の整備

不正取引の発覚は、内部通報等を契機とする場合も少なくないことから、内部通報制度を整備することが必要である。

特に、本件のように、不正取引には、自社だけではなく、取引先等も関与している場合があることから、内部通報制度の利用対象者については、自社の従業員にとどまらず、取引先、外注先等の会社外部の一定の利害関係者まで拡大することが考えられる。また、通報者が利用しやすい制度とすべく、通報先としては、社内窓口だけではなく、弁護士などの社外窓口を設置することも考えられる。

6 関係者に対する責任追及

本件不正取引は、株主や取引先をはじめ、市場に対する信用を大きく損なうものであり、この点において、関係者の責任は厳格に追及されるべきであると考ええる。

加えて、本件のような複数の取締役による故意の不正取引については、上記のような再発防止策を講じたとしても、これを未然に防止することは、必ずしも容易ではないと考えられる。

したがって、本件不正取引を主導した関係者に対する責任追及において厳格な態度を示すことは、同種事案の再発防止という観点からも重要であると考ええる。

以 上